

# Straight away

## IFRS bulletin from PwC

12 May 2011

### 連結基準(IFRS第10号) 支配の定義を改訂

#### 何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、報告企業の範囲に対応する5つの新基準グループの一つとして、漸くIFRS第10号「連結財務諸表」を公表しました(ジョイント・アレンジメントおよび開示の両基準に関する「Straight away」をご参照ください)。IFRS第10号は、旧IAS第27号「連結及び個別財務諸表」および解釈指針(SIC)第12号「連結—特別目的事業体」における支配と連結に関するすべてのガイダンスを置き換えます。IAS第27号は、「個別財務諸表」と名称が変更され、個別財務諸表のみを扱う基準となります。個別財務諸表に関する既存のガイダンスに変更はありません。

その他には、IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」、IFRS第12号「他の事業体に対する持分の開示」および併せて改訂されたIAS第28号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」も公表されました。

IFRS第10号では支配の定義が変更され、支配を判断する上で、すべての企業に対して同じ規準が適用されます。この定義は、報告企業(投資企業)が他の企業(被投資企業)を支配している可能性があるさまざまな方法を扱った詳細な適用ガイダンスにより補足されています。この変更された定義と適用ガイダンスにより、IFRS報告企業における連結の判断が大幅に変更されることには想定されていませんが、一部の企業には重要な変更がある可能性があります。

すべての企業が、新しいガイダンスを検討する必要があります。親会社と子会社を単一の企業であるかのように表す連結企業の基本的な考え方、および連結方法に変更はありません。

IASBは引き続き、投資会社の被支配企業の会計処理に関するプロジェクトに取り組んでおり、IFRS第10号では、投資会社に関するガイダンスを除外しています。

#### 支配の定義の改訂

改訂された支配の定義では、支配の存在にはパワーと変動するリターンとの両方が必要であることに焦点を当てています。パワーとは、リターンに重要な影響を与える活動を指図する現在の能力です。また、リターンとは変動するものであり、プラス、マイナス、またはその両方となる可能性があります。

パワーは現在の事実および状況に基づいて判断され、継続して評価されます。支配が一時的であることが意図されているからといって、投資企業の支配下にある被投資企業を連結する規定が免除されることにはなりません。議決権または契約上の権利がパワーの証拠となる場合も、この2つを組み合わせることで投資企業がパワーをもつ場合もあります。パワーは必ずしも行使される必要はありません。制限やその他の状況がない場合、過半数の議決権を有する投資企業がパワーの要件を満たすこととなります。



この適用ガイダンスには、投資企業が議決権の50%以下で支配を有する可能性がある場合の事例が含まれています。投資企業が被投資企業を支配しているかを評価する際、投資企業は、潜在的議決権、経済的な依存度、他の株主の保有割合と比較した投資企業の保有割合の規模について、株主総会での議決権行使パターンも含めて検討する必要があります。この最後の考慮項目は、当該連結基準に「事実上の(de facto)」概念をしっかりと取り込んでいます。

IFRS 第10号には、参加権および防御権に関する指針も含まれています。参加権は、投資企業に、リターンに大幅な影響を与える被投資企業の活動を指図する能力を与えます。防御権(通常、拒否権として知られるもの)は、投資企業に、特定の決定に関して、通常の事業の過程から排除する能力のみを与えるものです。

新基準には、代理人/本人の関係に関するガイダンスが含まれています。投資企業(代理人)は、単一の当事者または当事者グループ(本人)のために行動することを約している場合があります。特定のパワーが、代理人に委任されます(投資の管理など)。投資企業は、プールされた投資ファンドの支配を有する場合も、有さない場合もあります。IFRS 第10号には、投資企業が支配を有しているか、または、代理人と

して行動しているか判断する際に検討すべき多くの要因が含まれています。

改訂された支配の定義および関連する指針は、IAS 第27号の定義および指針のみならず SIC 第12号の支配に関する4つの指標も置き換えます。

### 影響を受ける企業は？

IFRS 第10号は、改訂された支配の定義に基づき、複数の被投資企業を支配するすべての報告企業(投資企業)に影響を与える可能性があります。多くの企業において、支配および連結の決定に関する判断に変更はないと考えられますが、各投資企業のビジネスに照らして、当新指針を把握、検討する必要があります。

### 何をすべきか？

改訂された基準は2013年1月1日以後開始する事業年度に発効し、早期適用が認められます。

IFRSの財務諸表作成者は、IFRS 第10号が自社の支配に関する判断および連結財務諸表に影響があるかどうかを検討する必要があります。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2011 PwC. All rights reserved. Not for further distribution without the permission of PwC. "PwC" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), or, as the context requires, individual member firms of the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm's professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.